

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成(定期接種以外)		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給				
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円)(1回分)	
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育を受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園								
福島市	ない							低い	ある	※別添資料①参照	※別添資料①参照			ある	※別添資料②参照	ある	風疹ワクチン接種 ＜対象＞風疹にかかったことがない、または風疹ワクチンを接種していない以下の方に助成 ①妊娠を予定または希望する女性 ②妊娠している女性の配偶者(婚姻関係は問わない) ③妊娠を予定または希望している女性の配偶者	ない			
会津若松市	ない							低い	ある	無	多子世帯軽減の第一子の基準範囲を小学校3年生まで拡大	無	無	ある	特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設への保育士確保経費等の補助 障がい児受入施設へ職員加配に係る経費等の補助	ない		ない			
郡山市	ない							低い	ある		世帯の市民税所得割額が133,000円未満の世帯の第一子児童に係る保育料の無料化・軽減を実施 18歳未満の兄弟が2人以上いる3歳未満の児童に係る保育料を軽減	18歳未満の兄弟が1人以上いる満3歳未満の児童に係る保育料に対し補助 世帯の市民税所得割額が133,000円未満の世帯の第一子児童に係る保育料の無料化・軽減を実施		ある	○郡山市私立保育園運営費補助事業 ○認可外保育施設給配布事業 ○事業所内保育施設支援事業 ○郡山市認可保育所等開設準備経費補助金 ○郡山市特定教育・保育施設等補助金	(1)おたふくかぜワクチン 【対象者】1歳～就学前でおたふくかぜワクチン未接種者及びおたふくかぜに罹患したことのない幼児 【接種回数】1回 【助成内容】一部助成 【助成金額】4,000円 (2)ロタウイルスワクチン 【対象者】1歳:生後6週～生後24週、5歳:生後6週～生後32週 【接種回数】1歳:2回、5歳:3回 【助成内容】一部助成 【助成金額】1歳:1回あたり6,000円、5歳:1回あたり4,000円 (3)風しんワクチン 【対象者】風しん抗体検査の結果、抗体価が低い者で次の①、②、③に該当する方 ①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の同居者 ③風しん抗体価が低い妊婦の同居者 【接種回数】1回 【助成内容】一部助成 【助成金額】風しんと麻しんの混合ワクチン:5,000円、風しんワクチン:3,000円	ない				
いわき市	ある							低い	ある		18歳に満たない者が3人以上いる世帯で、年長の児童から数えて第3子以降で、かつ3歳未満の児童が市の認可施設を利用する際の負担額の軽減			ある	・認可保育所(私立)は運営費の補助あり。 ・認可外保育施設は条件を満たす施設に教材と健康診断費用の補助あり。	ある	・乳児に対するロタウイルスワクチンの一部助成 ・1歳～2歳未満に対するおたふくかぜワクチンの一部助成 ・妊娠を希望する女性、その家族等を対象に風しん抗体検査・MR又は風しんワクチン接種(全額助成)	ある	8月1日現在、市内に引き続き6か月以上居住している、指定難病患者の方、小児慢性特定疾病患者の方、又は、人工透析療法を受けている方等。	年額 20,000円	
白河市	ある		おむつ等と交換できるクーポン券30,000円分	おむつ等と交換できるクーポン券30,000円分	おむつ等と交換できるクーポン券30,000円分	おむつ等と交換できるクーポン券30,000円分		低い	ある		・18歳以上であっても、学生であるならば、多子軽減の兄弟のカウントに含める。	・18歳以上であっても、学生であるならば、多子軽減の兄弟のカウントに含める。	無し	無し	ない		ある	・乳児に対するロタウイルスワクチン接種(一部助成) ・1歳から年長児までを対象としたおたふくかぜワクチン接種(全額助成) ・中学3年生対象インフルエンザワクチン接種(一部助成) ・妊娠を希望する女性及びその夫(または妊婦の夫)を対象とした風しん抗体検査、風しん(麻しん風しん)ワクチン接種(全額助成)	ある	申請日において市内に住所を有する特定難病患者(指定難病、小児慢性特定疾病、人工透析患者等)又はその保護者	年一回 10,000円
須賀川市	ない							低い	ない					ある	認可外保育施設助成事業に上乗せして補助を実施 ・施設割として1施設100,000円 ・3歳以上児に対し、1人あたり5,000円の補助	ある	・妊娠を希望する助成等を対象に風しんの抗体検査及びワクチンの接種費用を助成(全額) ・ロタウイルスの任意接種に対しての一部助成 ・おたふく	ない			

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成(定期接種以外)		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給				
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円)(1回分)	
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育を受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園								
喜多方市	ない							低い	ある		多子世帯保育料軽減に市がさらに上乗せ補助	多子世帯保育料軽減に市がさらに上乗せ補助			ない		ある	インフルエンザ(子、妊婦)、風しん(妊娠を予定している女性とそのパートナー、妊婦のパートナー)の予防接種に係る費用を助成	ある	6月1日現在で市の区域内に住所を有する特定疾患患者またはその保護者に見舞金を支給	年額15,000円
相馬市	ない							低い	ある		保護者等の所得により、現行の保育料を40%または20%減額 ①市県民税所得割額が97,000円未満の世帯 ⇒ 40%軽減(年収※約470万円未満の世帯) ②市県民税所得割額が97,000円以上の世帯 ⇒ 20%軽減(年収※約470万円以上の世帯) ※年収の表示はあくまで目安。					ある	◇こどもインフルエンザ予防接種の接種費用一部助成 ◇成人風しん抗体検査及び予防接種の接種費用助成	ある	8月1日現在、市内在住の・指定難病や小児慢性特定疾患により受療中の者・人工透析を受けているもの	20000	
二本松市	ない							低い	ある	第2子以降は全額助成 ※所得により小学校3年生以下のみで数える	第2子以降は全額助成 ※所得により未就学児のみで数える	第2子以降は全額助成 ※所得により月額5,000円上限	第2子以降は助成 ※所得により小学校3年生以下のみで数える	ない		ある	・6週～24週(5価ウイルスの場合32週)のロタウイルス(2回または3回分の全額) ・1歳～小学校入学前のおたふくかぜ(1回のみ4,000円) ・6か月～12歳のインフルエンザ(@1,000円×2回) ・13歳～中学3年生のインフルエンザ(@1,500円×1回) ・妊婦のインフルエンザ(@1,500円×1回)	ある	福島県小児慢性特定疾患治療研究事業認定者	20000	
田村市	ない							低い	ない					ない		ない					
南相馬市	ある	月額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	市内に住所を有し、かつ居住している者で満3歳に達する日までの乳幼児(0～2歳)を養育している者	低い	ある	給食費保護者負担分について軽減及び助成を実施	・0～2歳児について、市独自の制度により保育料無料 ・給食費保護者負担分について軽減及び助成を実施	・0～2歳児について、市独自の制度により、月37,000円まで無料(市内施設のみ) ・3～5歳についても市独自の制度により助成あり	該当なし	ある	認可外保育施設の保育環境を確保するため、備品などの購入費用の一部助成を行っている。	ある	小児用インフルエンザワクチン接種にて1回2,000円を上限に助成 対象:生後6か月から12歳まで(2回) 13歳から中学3年生まで(1回)	ない			
伊達市	ない							低い	ある		国基準より低い保育料を設定している。			ある	・伊達市体験特別事業補助金 ～園児と園児以外の児童との交流を通じて親子の育ちを支援するための補助 ・伊達市地域活動事業補助金 ～地域との交流を行い、児童の福祉の向上を図るための補助 ・伊達市保育事業等振興事業補助金 ～土地賃借料の一部を補助 ・伊達市保育施設助成事業費補助金 ～認可外施設への ①園児の健康診断への補助 ②0～2歳児保育の運営費補助	ある	・ロタウイルス ・風疹(抗体検査も対象) ・妊婦小児インフルエンザ	ない			

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成(定期接種以外)		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給			
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いかな	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円)(1回分)
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育を受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園							
本宮市	ない							低い	ある	・第1子:市民税所得割額非課税世帯…保育料無料 ・第2子:(就学前施設同時入所)…保育料無料	・第1子:市民税所得割額非課税世帯…保育料無料、その他の世帯…6,000円減免 ・第2子:(就学前施設同時入所)…保育料無料	公立保育所と同等の助成(ただし、公立保育所保育料を上回らない範囲)	公立幼稚園と同等の助成(ただし、公立幼稚園授業料を上回らない範囲)	ある	・県単独事業に加え、運営費補助の拡充(3歳児について独自補助) ・健康づくり事業補助金	ある	○ロタウイルスワクチン 【対象者】1歳ワクチン:生後6週～生後24週、5歳ワクチン:生後6週～生後32週 【接種回数】1歳:2回、5歳:3回 【助成内容】一部助成 【助成金額】 ・1歳:1回あたり10,000円まで ・5歳:1回あたり7,000円まで ○おたふくかぜ 【対象者】1歳～就学前でおたふくかぜワクチン未接種者及びおたふくかぜに罹患したことのない幼児 【接種回数】1回 【助成内容】一部助成 【助成金額】14,000円まで ○風しんワクチン 【対象者】妊婦の夫、妊娠を希望している女性と夫(その他条件あり) 【接種回数】1回 【助成内容】風しん抗体検査・MR又は風しんワクチン接種 【助成金額】全額助成 ○インフルエンザ 【対象者】妊婦、生後6か月児～中学3年生 【接種回数】 生後6か月～13歳未満:2回 妊婦、13歳以上～中学3年生:1回 【助成内容】一部助成	ない		
桑折町	ない						低い	ない					ない		ある	・ロタウイルス ・おたふくかぜ ・インフルエンザ ・風しん(成人)	ない			
国見町	ない						低い	ない					ない		ある	・ロタウイルス ・風しん ・妊婦小児インフルエンザ	ない			
川俣町	ない						低い	ある	幼稚園・保育園同時に就園している場合、第2子に、納付した保育料を限度とし、月額3,000円を上限に「保育奨励金」として支給。第3子については無料。ただし、保育料に未納がある場合は支給しない。				ない		ある	ロタウイルスワクチン、インフルエンザ予防接種について、一部費用を助成	ない			
大玉村	ある	10,000円/月			300,000円(祝金)		低い	ある	(月額・年額欄に対する条件)保育施設等を利用していない対象乳幼児(6ヶ月～1歳)を在宅で育児している保護者※その他要件有り		・第2子以降の児童の保育料無料		・第3子以降の園児の保育料及びスクールバス使用料の無料 ・1号認定の3歳児の第2子以降保育料無料	ある	・当該年度に待機児童が見込まれる場合、村外保育施設の通所児の保護者に対し交付金を交付	ある	①ロタウイルスワクチン ②おたふくかぜ1回分 ③インフルエンザ(一部助成) ④風しんワクチン風しん抗体検査(対象者) ・妊娠を希望している女性(50歳未満) ・妊娠を希望している女性の配偶者 ・妊娠している女性の配偶者	ない		
鏡石町	ない						低い	ある					幼稚園就園奨励費として、国の補助対象外の所得階層にも一部助成	ある	・障害児受入施設へ職員配置に係る運営費補助 ・町職員(事務・保育士)の人的支援 ・施設修繕、改修等の運営費の支援	ある	・妊娠を希望する女性等に、風しんワクチンの接種費用を助成 ・乳幼児を対象として、ロタウイルスワクチン、おたふくかぜワクチンの接種費用を助成	ない		
天栄村	ない						低い	ある	村内に住所を有する者は村立幼稚園入園料、授業料が無料。					ない		ある	・ロタワクチン助成 ・おたふくワクチン助成 ・インフルエンザ一部助成 ・風疹ワクチン接種 ＜対象＞風疹にかかったことがない、または風疹ワクチンを接種していない以下の方に助成 ①妊娠を予定または希望する女性 ②妊娠している女性の配偶者(婚姻関係は問わない) ③妊娠を予定または希望している女性の配偶者	ない		
下郷町	ない						低い	ある			・2歳児以上の子どもの保育料無償化 ・第2子保育料半額 ・第3子以降保育料無料			ない		ある	(1)子どものインフルエンザ予防接種費用の助成 ・小学生以下 1人あたり2,000円を2回 ・中学生 1人あたり2,000円を1回 (2)妊娠を希望する女性とその配偶者に対する風しんワクチンの接種費用を助成	ない		
檜枝岐村	ある	月額3,000円	月額3,000円	月額3,000円	月額3,000円	月額3,000円		ない	三歳未満の幼児一人に付き、月額3,000円支給。村に住所を有する三歳未満の乳幼児を扶養し、引き続き永住見込みの保護者					ない		ある	■成人の風疹ワクチン予防接種 ①対象者 ・村の風疹抗体検査を受け、結果が陰性の者 ・妊婦健診等で風疹抗体が16倍未満の者 ②接種費用 無料	ない		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成(定期接種以外)		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給				
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いかな	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円)(1回分)	
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育を受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園								
只見町	ある	年額	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	母子・父子世帯の児童(小中学生)	低い	ある		災害等で被災したり、所得が前年より減少した場合、被災の程度や所得減少の割合に応じ保育料が減免される。			ない		ある	①インフルエンザ予防接種費用の助成 ※小学生以下1回1,000円 ※中学生は1人1,000円 ②風しん麻しん予防接種費用の助成 ※妊娠を希望する女性及び配偶者に対し11,000円限度で助成 ※抗体検査は7,800円限度で助成 ③ロタウイルス接種費用の助成 1価1回6,000円2回限度 5価1回5,000円3回限度	ない			
南会津町	ない							低い	ある	副食費無償	副食費無償			ある	障がい児受入施設へ職員加配に係る経費等の支援	ある	インフルエンザ1回	ない			
北塩原村	ない							低い	ある	無償	第2子半額 第3子無料	月額保育料1/2 (上限15,000円)を助成する。			ない		ある	・インフルエンザ(中学生以下及び妊婦) ・妊娠を希望する女性等に、風しんワクチンの接種費用を助成	ない		
西会津町	ある	月額1万円	月額1万円	月額1万円	月額1万円	月額1万円	社会保険の育児休業手当を受給していない方で、町内の保育施設を利用していない2歳未満の児童	低い	ある	無料	無料			ない		ある	・季節性インフルエンザ(0歳から高校生、妊婦) ・風しん予防接種(妊娠を希望する女性とその配偶者、同居家族)	ない			
磐梯町	ない							低い	ある	3歳以上は幼稚園に入園させるとともに、幼稚園保育料は無料とする。	多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、第1子の範囲を中学校卒業までの子に拡大し、なおかつ第2子以降の保育料を免除にする。(税金等の収納状況の確認あり)	なし	なし	ない		ある	妊婦及び18歳(高校生)以下を対象にインフルエンザ予防接種費用を助成(上限4,500円)	ない			
猪苗代町	ない							低い	ない					ない		ある	(1)風疹ワクチン接種 <対象> ①妊娠を予定または希望している女性 ②①の女性の夫 ③妊娠している女性の夫(婚姻関係は問わない) *ただし妊娠している女性、風疹にかかったことのある人、過去に風疹の予防接種を2回受けたことのある人を除く (2)インフルエンザ予防接種 <対象> ①妊婦(1回に限り2,486円を限度に助成) ②1歳以上13歳未満(1回につき2,486円を限度に助成)2回 ③13歳以上18歳以下(1回につき2,486円を限度に助成) ④生活保護世帯の妊婦及び1歳以上18歳以下(全額補助)	ない			
会津坂下町	ない							低い	ない					ない		ない					
湯川村	ない							低い	ある	幼稚園授業料無料化				ない		ある	・ロタウイルス(生後6週～32週以下) 1価12,000円×2回 5価8,000円×3回 ・おたふくかぜ(1歳から就学前) 5,000円×1回 ・季節性インフルエンザワクチン(18歳以下)半額助成	ない			

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成(定期接種以外)		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円)(1回分)		
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育を受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園									
柳津町	ある		小学校入学時商品券30,000円相当 中学校入学時商品券50,000円相当	小学校入学時商品券30,000円相当 中学校入学時商品券50,000円相当	小学校入学時商品券30,000円相当 中学校入学時商品券50,000円相当	小学校入学時商品券30,000円相当 中学校入学時商品券50,000円相当	小学校及び中学校に入学する年度の4月2日現在において、入学対象となる子又は、父母(養父母)のどちらかが1年以上前から当該に住所を有していること 対象となる子の父母(養父母)に町税等の滞納がないこと	低い	ある	なし	所得・児の年齢を問わず第3子以降の保育料を無料化	なし	なし	なし	ない		ある	インフルエンザ予防接種高校3年生以下まで1回1,000円助成	ない			
三島町	ない							低い	ある	ない (管内に対象施設なし)	町内の保育所に入所する2号、3号認定者全員の保育料を無料としている。	ない (管内に対象施設なし)	ない (管内に対象施設なし)	ない		ある	インフルエンザ予防接種18歳(高校生以下)無料	ない				
金山町	ない							低い	ある	対象施設なし	保育料無料				ない	ある	インフルエンザ予防接種無料	ない				
昭和村	ない							低い	ある		保育料無料 給食費無料				ない			ない				
会津美里町	ない							低い	ある		3号認定のみ 保育料の軽減措置 (2子目半額・3子目無償)	なし	なし	なし	ない		ない		ない			
西郷村	ない							低い	ある	村独自の軽減率で実施	村独自の軽減率で実施 別紙⑤			村独自の軽減率で実施	ない	ある	別紙⑥参照	ない				
泉崎村	ある						乳幼児1人当たり月額5千円 ・第2子以降に生まれた3歳までの乳幼児 ・保育施設のサービスを受けなくて、家庭で養育されている乳幼児	低い	ある	・幼稚園保育料・バス・給食費無料化	第2子以降保育料減免 ・該当要件 高年齢順(上から2番目以降の児童 ・村税等保護者が滞納していないこと ・所得の合計が7800,000円を超えないこと				ない	ある	ロタウイルスワクチン おたふくかぜワクチン 風しん抗体検査及び風しんワクチン又は麻しん風しんワクチン 小児インフルエンザ	ない				
中島村	ない							低い	ある	村内に保護者及び児童の住所、日常生活の実態があり、村税等が滞納がない世帯は保育料・預かり保育料・給食費無料化。	村内に保護者及び児童の住所、日常生活の実態があり、村税等が滞納がない世帯は保育料・預かり保育料無料化。				ない	ある	流行性耳下腺炎ワクチン、風しんワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン、風しん抗体検査、ロタウイルスワクチン	ない				
矢吹町	ない							低い	ある		第3子以降無料化				ある	障がい児受入施設へ職員加配に係る経費等の補助	ある	【乳幼児】 流行性耳下腺炎ワクチン ロタウイルスワクチン 【成人】 風しんワクチン 麻しん風しん混合ワクチン 風しん抗体検査 【その他】 インフルエンザワクチン(中学3年生のみ)	ない			
棚倉町	ない							低い	ある		第2子1/3、第3子以降無料 (小学校就学前の兄弟を最年長者とし、第1子、次の子を第2子と数える)				ない	ある	・おたふくかぜ予防接種:1歳から就学前の児に対し、1回のみ3,000円を助成。 ・インフルエンザ予防接種、1歳から13歳未満に2回、13歳以上18歳(高校生相当)へは1回、上限2,000円の助成。 ・ロタウイルス予防接種令和2年4月1日生～7月31日生の児を対象に全額助成。	ない				

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成(定期接種以外)		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給				
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いかな	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円)(1回分)	
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育を受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園								
矢祭町	ない							低い	ある	一律2000円(第1子の場合) 第2子:半額 第3子:無料 生活保護世帯:無料	非課税世帯:950円 均等割のみ:3,900円 町民税所得割額が 48,600円未満:4,450円 69,000円未満:5,500円 145,000円未満:7,300円 192,000円未満:11,950円 228,000円未満:13,550円 228,000円以上:17,050円 (いずれも第1子の場合) 第2子:半額 第3子:無料	なし	なし	ない		ある	・おたふくかぜ:1~4歳未満、上限3,000円、1回のみ ・インフルエンザ:1~12歳、上限2,000円、2回まで 13~18歳、上限2,000円、1回のみ ・ロタウイルスワクチン:生後6~32週0日 全額助成、3回まで	ない			
埴町	ない							低い	ある	保護者負担金無償				ない		ある	おたふくかぜ:1歳~年長児で上限3千円、1回まで インフルエンザ:1歳~12歳は上限2千円、2回まで 13歳~18歳は上限2千円、1回まで ロタウイルス:4月1日生~7月31日生までの児全額助成	ない			
鯉川村	ない							低い	ある	給食費無償化	給食費無償化 3号認定は保育料が国基準の半分以上			ない		ある	おたふくかぜ:1回3,000円助成。 インフルエンザ:1歳~高校3年生相当まで1回2,000円助成。	ない			
石川町	ある	10,000円/月						低い	ある	保育施設等を利用していない対象乳幼児。(6ヶ月~3歳)を在宅で育児している保護者※その他要件有	国の基準より低い設定 H30年度から 1号認定の子どもの保育料原則無料	国の基準より低い設定 H30年度から 2号認定の子どもの保育料を軽減			ある	石川町の保育人材の定着を図るため、町内の保育所に勤務する保育士等(保育士、保育教諭等)の住宅補助 上限20,000円/月 ※その他要件有	ある	インフルエンザ助成 1歳~中学3年生を対象に1人1回4,000円の助成 風しん予防接種・抗体検査費用の助成 妊娠を希望している女性 妊娠している女性の夫(婚姻関係を問わない) 妊娠を予定または希望している女性の夫 抗体検査:1回5,400円 風しんワクチン1回7,500円 麻しん風しん混合ワクチン1回10,300円 ロタウイルス1価ワクチン2回助成1回12,000円上限(10/1~ロタウイルス定期接種)、5価ワクチン3回助成1回8,000円上限 おたふくかぜ 1回6,000円上限	ない		
玉川村	ある	一人当たり月額5,000円	月5,000円	月5,000円	月5,000円	月5,000円		低い	ある	①保護者が村に住所を有し1年以上居住していること ②保護者が児を養育していること ③保護者及び保護者と生計を一にする者が村税等を滞納していないこと ④満3歳の誕生日を迎える月まで支給	完全無償化	・2号認定については完全無償化 ・災害により被災した児童の居住していた住家の被災状況により保育料の一部または全部を減免			ある	運営費等の上乗せ補助	ある	インフルエンザ 1歳~中学3年まで 1回1,000円	ない		
平田村	ある		・小中学校入学祝金各50,000円 ・中学校入学特別支援金30,000円	・小中学校入学祝金各50,000円 ・中学校入学特別支援金30,000円	・小中学校入学祝金各50,000円 ・中学校入学特別支援金30,000円	・小中学校入学祝金各50,000円 ・中学校入学特別支援金30,000円		ほぼ同額	ある	本村に住所を有し、3か月以上養育しているもの。	全児童を対象に保育料の完全無償化を実施	全児童を対象に保育料の完全無償化を実施	全児童を対象に施設等利用給付を実施	該当施設なし	ない		ある	・子ども(1歳から中学3年生)のインフルエンザ 1人1回1,000円助成 ・ロタソックス1価1回12,000円(今年度9月末まで) ・ロタソックス5価1回8,000円(今年度9月末まで) ・おたふくかぜ1回6,000円	ない		
浅川町	ない							低い	ある	町内に住所がある場合授業料の免除				ない		ある	結核予防法に基づく予防接種	ない			
古殿町	ない							低い	ある	保育料・給食費ともに無料	保育料・給食費ともに無料	該当施設なし	該当施設なし	ない		ある	対象 1歳~中学3年生 1,000円/1回限り (年度内)	ない			
三春町	ある		5,000円	5,900円	5,900円			低い	ある	18歳以下の子どもを2人以上養育している世帯の第2子以降の乳幼児。(第2子は、町民税非課税又は均等割のみ納付する世帯)	幼児教育保育の無償化により、保育料0円のため独自軽減はなし	2号は幼児教育保育の無償化により、保育料0円のため独自軽減はなし。 3号は、18歳以下の子どもを複数養育している世帯において、18歳以下の第2子の保育料半額、第3子以降の保育料無償及び市町村民税非課税と所得割非課税世帯の第2子は、保育料無償。	幼児教育保育の無償化により、保育料0円のため独自軽減はなし		ある	保育料(月額)の2分の1の額と10,000円とを比較して低い額に利用月数を乗じて得た額を支援。	ある	・インフルエンザ:満1歳~13歳未満は、2回助成、13歳以上~中学3年生までは、1回助成。助成額1回上限3,100円、2回上限2,000円。 ・ロタウイルス:1価2回、助成額1回上限6,000円、5価3回、助成額1回上限4,000円 ※8月1日以降に出生したお子さんから10月1日実施分からは定期接種。 ・おたふくかぜ:1回、助成額1回上限4,000円	ない		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成(定期接種以外)		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給				
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いかな	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円)(1回分)	
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育を受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園								
小野町	ない							低い	ある		第2子半額、第3子以降無料※第2子及び第3子以降の区分については、同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子の中で、最も年長の者を第1子とし、以下順に年齢が小さくなるごとに第2子、第3子以降の子とする。			ある	認可外保育施設運営支援事業 3歳以上児に対する運営費補助	ある	1歳から中学生(13歳以上の中学生除く)までの保護者に対し、インフルエンザワクチンの予防接種費用の内、1回目3,100円、2回目2,000円を上限として助成する。対象者のうち生活保護世帯に属する者については、1回目4,500円、2回目3,400円を上限として助成する。ロタウイルス、おたふくかぜの一部助成。	ない			
広野町	ない							低い	ある		第3子以降無料 第3子以降の区分については、同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子のなかで最も年長の者を第1子とし、以下順に年齢が小さくなることに、第3子以降の子とする。			ない		ない		ない			
檜葉町	ある							低い	ある		3歳未満の児童1人に対し月額15,000円、3歳～小学校修了までの児童1人に対し月額10,000円、中学生1人に対し月額10,000円、3歳～小学校修了までの第3子以降の児童に対しては1人につき月額15,000円を支給している			ない		ない		ない			
富岡町	ない							低い	ある	保育料全額無償	保育料全額無償			ない		ない		ない			
川内村	ある							低い	ある	保育料全額助成(所得制限なし) *一定の条件あり	保育料全額助成(所得制限なし) *一定の条件あり			ない		ある	小児インフルエンザ(対象:生後6カ月～中学3年生) *一定の条件あり	ない			
大熊町	ない							低い	ある	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	ない		ある	インフルエンザ おたふくかぜ ロタウイルス1価 ロタウイルス5価 について助成	ある	町に住所を有する特定疾患患者と生計を一にする保護者へ支給 特定疾患患者である基準日は4月1日とし、4月2日以降に受給者等の交付を受けた者は、その交付を受けた日を基準日とし支給する。	20,000(1年)	
双葉町	ない								ある		当町に住居登録があり、避難先で保育施設等に入所している方へ、保育料のみ助成。	当町に住居登録があり、避難先で保育施設等に入所している方へ、保育料のみ助成。(ただし、保育に欠ける場合のみ)			ない		ある	・インフルエンザ(0～13才未満)1回2,000円 2回(13～15才)1回2,000円 ・ロタウイルス(1価ロタリックス)1回6,000円 2回(5価ロタリックス)1回4,000円 3回 ・おたふくかぜ 4,000円 1回	ある	受給者証をもっている方	3,000円/月
浪江町	ない							低い	ある		・町立認定こども園 減免措置あり ・避難先の保育所等 基本月額保育料を助成	基本月額保育料を助成			ない		ない		ない		
葛尾村	ない							低い	ない					ない		ある	①風しんワクチン、風しん・麻しん混合ワクチン、抗体検査 【対象】妊娠を希望している女性及びその夫(②を除く) 【回数】予防接種1回・抗体検査1回 【助成】風しんワクチン単体…上限7千円、風しん・麻しん混合ワクチン…上限10,000円、抗体検査…上限6千円 ②風しん抗体検査及び予防接種 【対象】成人男性(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ) 【助成】抗体検査…10/10、予防接種…1/2 ③小児用インフルエンザ【対象】生後6か月～中学3年生 【回数】13歳まで年2回、13歳から中学3年生まで年1回 【助成】1回目…3,600円、2回目…2,500円	ない			

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成(定期接種以外)		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給			
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いかな	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円)(1回分)
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育を受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園							
新地町	ある	月額5,000円または10,000円で年2回支給。					小川定住促進住宅促進住宅(15歳以下の子どもを養育している)で家賃を完納している世帯主。若者定住促進住宅(12歳以下の子どもを養育している)で家賃を完納している世帯主。	低い	ある	なし	同一生計の世帯から町内保育所に2人以上入所している場合、2人目以降の保育料は無料 今年度より保育料軽減助成金を支給。	なし	なし	ない		ある	生後6ヶ月から高校生までのインフルエンザ予防接種を助成	ない		
飯館村	ない							低い	ある	保育料無料	おやつ代以外の保育料無料			ない		ない		ない		



# 利用者負担額について

福島市

保育所(園)・認定こども園(保育所機能)・地域型保育事業

単位：円

福島市 利用者負担額											
階層	【定義】 父母等の 市町村民税 課税状況	3歳未満児		3歳以上児		階層	【定義】 父母等の 市町村民税 課税状況	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準	保育短	保育標準	保育短			保育標準	保育短	保育標準	保育短
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	D2	所得割課税額 97,000円未満	29,000	28,600	0	0
B1	非課税世帯	0	0	0	0	D3	所得割課税額 135,000円未満	29,500	29,000	0	0
B0	// (ひとり親世帯等)	0	0	0	0	D4	所得割課税額 169,000円未満	39,500	38,900	0	0
C1	均等割課税世帯	15,400	15,200	0	0	D5	所得割課税額 183,000円未満	40,000	39,400	0	0
C1F	// (ひとり親世帯等)	6,500	6,500	0	0	D6	所得割課税額 216,000円未満	45,000	44,300	0	0
C2	所得割課税額 48,600円未満	18,500	18,300	0	0	D7	所得割課税額 301,000円未満	56,000	55,100	0	0
C2F	// (ひとり親世帯等)	8,000	8,000	0	0	D8	所得割課税額 397,000円未満	59,000	58,100	0	0
D1F	所得割課税額 77,101円未満 (ひとり親世帯等)	8,000	8,000	0	0	D9	所得割課税額 397,000円以上	67,000	65,900	0	0
D1	所得割課税額 78,000円未満	23,100	22,700	0	0						

※4月1日時点の年齢で算定します。年齢が変わっても年度中の変更はありません。同様に支給認定区分が変わっても年度中の変更はありません。

※国の幼児教育・保育の無償化実施により、0歳児から2歳児の非課税世帯、及び3歳児から5歳児の利用者負担額は0円となります。

## 【備考】

### 1 利用者負担額の軽減【令和2年4月～】

福島型給食推進事業として副食費の1/4相当助成額(1,000円)を減額した金額が利用者負担額となります。

### 2 算定の基準

令和2年4月～令和2年8月分は令和元年度市町村民税、令和2年9月～令和3年3月分は令和2年度市町村民税の課税状況をもとに決定します。市町村民税の所得割課税額は配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除の控除適用を受ける前の金額になります。父母が非課税世帯で家計の主宰者が同居の祖父母等と判断される場合には、その方の市町村民税の課税状況をもとに決定します。

### 3 ひとり親世帯等

一覧表内の「ひとり親世帯等」は次に当てはまる世帯をいいます。

- ①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- ②身体障害者福祉法第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯
- ③療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者を有する世帯
- ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
- ⑤特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
- ⑥保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

### 4 多子世帯

- ①生計を一にする世帯に保育施設や幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用する子どもが2名以上いる場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ②市町村民税所得割額の額が57,700円未満である場合で、生計を一にする子どもが2名以上いる場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ③C1F階層、C2F階層、D1F階層の場合、最年長の子どもから順に2人目以降は無料となります。
- ④D6～D9階層に該当する保護者が、現に養育している満18歳未満の子どもが3名以上いる世帯で、3人目以降の3歳未満の児童が認可保育施設に入所している場合、利用者負担額の1/4、または利用者負担額から標準時間：14、500円(短時間：14、300円)を引いた金額のうち高い方が利用者負担額となります。
- ⑤D5階層以下で、満18歳に満たない子どもが2名以上いる場合、最年長の子どもから2人目は半額、3人目は無料となります。

### 5 寡婦(夫)控除のみなし適用

課税年度の前年の12月31日時点及び申請日時点までの間において、次のいずれかにあてはまる世帯に対して、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施しています。適用を受けるためには申請が必要です。詳しくは幼稚園・保育課へお問い合わせください。

- ①婚姻歴がなく、また現在も婚姻状態(事実婚含む)にない母であり、生計を一にする20歳未満の子がいる方
  - ②婚姻歴がなく、また現在も婚姻状態(事実婚含む)にない父であり、生計を一にする20歳未満の子がおり、合計所得が500万円以下の方
- ※のみなし適用しても減額にならない場合があります。

### 6 その他

各施設により、このほかに教材費等の実費がかかる場合がありますので、詳しくは各施設へご確認ください。保育標準時間認定では最長11時間、保育短時間認定では最長8時間利用できます。これを超える場合、延長保育は別途料金が必要になります。時間や料金は各施設により異なります。

## 福島市私立保育所等運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、保育等を行う施設の整備及び運営の円滑化とその施設の職員及び児童の処遇の向上を図るため、私立保育所（認可保育所）等に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、次に定める施設等が当該年度の補助算定基準日において、保育事業等を行う場合に事業に要する経費について、その施設を運営する設置主体に対して交付するものとし、その額は、予算の範囲内において、別表のとおり市長が定める額とする。

ただし、事業の開始が補助算定基準日を含む年度の途中となる場合及び事業の廃止又は中止が補助算定基準日を含む年度の途中になる場合は、算定した補助金額の1/2分の1に事業月数を乗じて得た額とし、この額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 県知事の認可を受けた私立保育所
- (2) 社会福祉法人福島敬香会 福島敬香ハイム
- (3) 県知事の認可を受けた私立認定こども園
- (4) 市長の認可を受けた地域型保育施設

2 補助金の交付は、7月と12月の年2回に分割し、それぞれ年額の2分の1の額を交付する。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書（様式第1号）の提出期限は、市長が別に定める日とする。

2 規則第4条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号、第4号に規定する施設にあつては、当該年度6月1日現在における保育士の名簿
- (2) 前条第1項第2号に規定する施設にあつては、当該年度6月1日現在における入所児童名簿

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(補助金等の交付決定及び確定)

第4条 規則第5条に定める補助金等の交付決定及び規則第15条に定める補助金等の額の確定は、前条による申請により決定及び確定するものとする。

(実績報告)

第5条 補助金の交付を受けた施設の代表者は、翌年度5月末日までに事業等に係る収支決算書及び補助事業等実績報告書（様式第3号）を提出するものとする。

(会計帳簿の整理等)

第6条 補助金等の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支決算状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の補助金等から適用する。  
(福島市私立保育所運営費助成金交付要綱の廃止)
- 2 福島市私立保育所運営費助成金交付要綱は、廃止する。
- 3 第2条において、平成27年度は社会福祉法人おかやま福祉会が運営する認定こども園を含む。

(改正経過)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表

第2条第1項 第1号に規定 する施設	施設割		370,000 円	
	児童割	2歳未満児（1人あたり）	33,000 円	
		2歳児（1人あたり）	26,000 円	
		3歳以上児（1人あたり）	8,500 円	
	算定基準は、6月1日現在における入所児童数（児童の年齢は国の運営費算定の例による）による。			
保育士割	（1人あたり）		35,000 円	
	算定基準は、6月1日現在に勤務する常勤である保育士の人数によるものとし、常勤保育士には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者が含まれるものとする。 ただし、産休等の保育士がいる場合で、産休等の保育士を算定の対象とする場合に、当該保育士の代替保育士については、算定の対象とはならないものとする。			
第2条第1項 第2号に規定 する施設	施設割		370,000 円	
	児童割		8,500 円	
第2条第1項 第3号に規定 する施設	施設割		370,000 円	
	児童割	2歳未満児（1人あたり）	33,000 円	
		2歳児（1人あたり）	26,000 円	
		3歳以上児 （1人あたり）	1号認定児	20,000 円
			2号認定児	8,500 円
	算定基準は、6月1日現在における入所児童数（児童の年齢は国の運営費算定の例による）による。			
保育士割	（1人あたり）		35,000 円	
	算定基準は、6月1日現在に勤務する常勤である保育士の人数によるものとし、常勤保育士には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者が含まれるものとする。 ただし、産休等の保育士がいる場合で、産休等の保育士を算定の対象とする場合に、当該保育士の代替保育士については、算定の対象とはならないものとする。			

第2条第1項 第4号に規定 する施設	施 設 割		200,000 円
	児 童 割	2歳未満児 (1人あたり)	33,000 円
		2歳児 (1人あたり)	26,000 円
		3歳以上児 (1人あたり)	8,500 円
	算定基準は、6月1日現在における入所児童数（児童の年齢は国の運営費算定の例による）による。		
	保 育 士 割	(1人あたり)	35,000 円
算定基準は、6月1日現在に勤務する常勤である保育士の人数によるものとし、常勤保育士には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者が含まれるものとする。 ただし、産休等の保育士がいる場合で、産休等の保育士を算定の対象とする場合に、当該保育士の代替保育士については、算定の対象とはならないものとする。			

# 保育標準時間保育料徴収金基準額及び入力階層一覧表

⑤

単位:円

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児童		3歳以上児		全児童
国階層区分	階層区分	定 義	満 額 (1人目)	1/2 (2人目)	満 額 (1人目)	1/2 (2人目)	(3人目)
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0
2	B	村民税非課税世帯	0	0	0	0	0
3	C1	所得割課税額24,300円未満	8,800	4,400	0	0	0
	C2	所得割課税額24,300円以上 48,600円未満	9,400	4,700	0	0	0
4	D1	所得割課税額48,600円以上 64,700円未満	12,600	6,300	0	0	0
	D2	所得割課税額64,700円以上 80,900円未満	16,600	8,300	0	0	0
	D3	所得割課税額80,900円以上 97,000円未満	20,600	10,300	0	0	0
5	D4	所得割課税額97,000円以上 121,000円未満	25,000	12,500	0	0	0
	D5	所得割課税額121,000円以上 145,000円未満	28,200	14,100	0	0	0
	D6	所得割課税額145,000円以上 169,000円未満	31,200	15,600	0	0	0
6	D7	所得割課税額 169,000円以上 213,000円未満	34,200	17,100	0	0	0
	D8	所得割課税額213,000円以上 257,000円未満	36,200	18,100	0	0	0
	D9	所得割課税額257,000円以上 301,000円未満	38,200	19,100	0	0	0
7	D10	所得割課税額 301,000円以上 349,000円未満	40,000	20,000	0	0	0
	D11	所得割課税額 349,000円以上 397,000円未満	44,000	22,000	0	0	0
8	D12	所得割課税額397,000円以上	48,000	24,000	0	0	0

年齢基準日:令和2年3月31日

## 階層区分の認定について

- ① 保育料は、4月～8月分は前年度の父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者)の村民税所得割の合計額、9月～翌年3月分は当年度の村民税所得割によって決定いたします。ただし、保育料の算定においては寄付金税額控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除等は適用されません。
- ② 父母のいずれも村民税(所得割・均等割)が課税されておらず、祖父母と同居している場合は、祖父母のどちらか一方(最多収入・最多納税者)を「家計の主宰者」と認定し、その方の村民税所得割額で階層認定します。
- ③ 適用する年齢については、当該年度の初日の前日(3月31日)現在の満年齢を適用します。なお、年度の途中で誕生日がきて年齢が変わっても、その年度内は年齢による保育料区分に変更はありません。

## 課税額に変更があった場合

課税額に変更があった場合は、福祉課子ども施設係へご連絡ください。課税額が変わったことを確認させていただき、確認が取れた月の翌月から保育料が変更となります。

## 延長保育料について

各保育園毎に定められた保育標準時間・保育短時間の時間帯を超えて保育園へ預けた場合には、上記または裏面の料金の他に、延長料金がかかります。延長料金は、保育園毎に異なります。各保育園毎の保育標準時間・保育短時間は、別紙「保育園の概要」をご確認ください。

裏面は、「保育短時間保育料」と「保育料の軽減」について記載してあります。

# 保育短時間保育料徴収金基準額及び入力階層一覧表

単位:円

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児童		3歳以上児		全児童
国階層区分	階層区分	定義	満額 (1人目)	1/2 (2人目)	満額 (1人目)	1/2 (2人目)	(3人目)
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0
2	B	村民税非課税世帯	0	0	0	0	0
3	C1	所得割課税額24,300円未満	8,200	4,100	0	0	0
	C2	所得割課税額24,300円以上 48,600円未満	8,800	4,400	0	0	0
4	D1	所得割課税額48,600円以上 64,700円未満	11,800	5,900	0	0	0
	D2	所得割課税額64,700円以上 80,900円未満	15,600	7,800	0	0	0
	D3	所得割課税額80,900円以上 97,000円未満	19,200	9,600	0	0	0
5	D4	所得割課税額97,000円以上 121,000円未満	22,000	11,000	0	0	0
	D5	所得割課税額121,000円以上 145,000円未満	24,800	12,400	0	0	0
	D6	所得割課税額145,000円以上 169,000円未満	27,600	13,800	0	0	0
6	D7	所得割課税額 169,000円以上 213,000円未満	30,200	15,100	0	0	0
	D8	所得割課税額213,000円以上 257,000円未満	31,800	15,900	0	0	0
	D9	所得割課税額257,000円以上 301,000円未満	33,400	16,700	0	0	0
7	D10	所得割課税額 301,000円以上 349,000円未満	34,800	17,400	0	0	0
	D11	所得割課税額 349,000円以上 397,000円未満	38,000	19,000	0	0	0
8	D12	所得割課税額397,000円以上	41,000	20,500	0	0	0

年齢基準日:令和2年3月31日

## 保育料の軽減について

- ① B階層に属する世帯のうち、母子・父子家庭や在宅障がい児(者)などのいる世帯の場合には、保育料を免除しています。

C階層に属する世帯のうち、母子・父子家庭や在宅障がい児(者)などのいる世帯の場合には、保育料を第1子は標準時間3,800円短時間3,400円、第2子は無料としています。

D1階層およびD2階層のうち所得割課税額が77,101円未満に属する世帯のうち、母子・父子家庭や在宅障がい児(者)などのいる世帯の場合には、保育料を第1子は標準時間3,800円短時間3,400円、第2子は無料としています。

※在宅障がい児(者)の範囲:児童またはその父母まで

- ② 生計を同一とするお子さんが複数いる場合は次のとおり軽減されます。
- ・B階層に属する世帯の場合は、入園児が生計同一の範囲内において第2子に当たる場合は無料。
  - ・C階層およびD1階層のうち所得割課税額が57,700円未満に属する世帯の場合は、入園児が生計同一の範囲内において第2子に当たる場合は1/2に減額。
  - ・すべての階層において、同一生計内の第3子が入園児の場合は、無料。

- ③ 同一世帯に保育園や幼稚園等に入園しているお子さんが複数いる場合は次のとおり軽減されます。

・D1階層のうち所得割課税額が57,700円以上に属する世帯およびD2階層以上の世帯の場合  
入園児童が2人目の場合……………1/2に減額

## 定期外予防接種（個別）実施要領

白河市及び西白河郡内町村（以下「甲」という。）と白河医師会（以下「乙」という。）との契約により実施する個別接種についての実施要領は次のとおりとする。この場合において、当該年度予防接種に協力する医師（以下「丙」という。）は、乙から甲に推薦された者とする。

### （目的）

第1条 甲と乙とは、予防接種法（昭和23年法律第68号）及び医師法（昭和23年法律第201号）を遵守し、予防接種事業が健全かつ円滑に実施できるように互いに協力し、さらに乙は、医学的・予防衛生学的見地から予防接種に関する正しい知識の啓発普及を行うとともに、予防接種の積極的な推進を図り、接種率の向上が図れるよう甲に協力することにより、乳幼児期からの効果的な健康管理と地域保健の向上・推進を図ることを目的とする。

### （対象者）

第2条 甲が実施する予防接種の対象者（以下「対象者」という。）は、甲に住所を有する次の者のうち、甲が発行する予防接種予診票を持参した者とする。ただし、政令で定める定期の予防接種の対象とならない者を除く。

対象疾病	対象者		接種時期
流行性耳下腺炎ワクチン	1歳以上7歳未満で、小学校就学の始期に達する日の前日（3月31日）まで		通年
ロタウイルス予防接種	1価	生後6週から24週未満の者※1	
	5価	生後6週から32週未満の者※1	
風しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチン※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠を希望している女性</li> <li>・妊娠を希望している女性の配偶者（妊娠している女性の配偶者を含む）</li> <li>・妊娠している女性の同居の家族</li> </ul>		
風しん抗体検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠を希望している女性</li> <li>・妊娠を希望している女性の配偶者（妊娠している女性の配偶者を含む）</li> <li>・妊娠している女性の同居の家族</li> </ul>		

※1 ロタウイルス予防接種の1回目の接種は、生後14日6日までの者とする。

※2 風しんに罹患したことがある者、又は、風しんワクチン（麻しん風しん混合ワクチンを含む）を2回以上接種したことがある者を除く。



(実施方法)

第3条 甲は、医療機関において予防接種予診票を配布するものとする。

- 2 丙は、対象者が持参した母子健康手帳及び予診票で当該予防接種を受けるべきものであることを確認するものとする。
- 3 丙は、対象者から母子健康手帳または予診票の提出がなされない場合は、接種を行わないものとする。
- 4 個別接種については、未成年の場合は、原則保護者の同伴が必要であるものとする。  
保護者以外の方が同伴する場合は、保護者からの委任状の提出を求めるものとする。ただし、子宮頸がん予防接種に限って、対象者の保護者が事情により同伴できない場合は、事前に保護者に対し予防接種の効果及び副反応等についての十分な情報提供を行い、書面で保護者の了承を得ることを条件に、保護者の同伴を例外的に不要とすることも可能とする。
- 5 丙は、当該予防接種前に問診、検温及び診察（視診及び聴診）を行い、接種を受けることが不適当な者、または接種の判断を行うに際し注意を要する者に該当するかどうかを調べ、接種可能な場合のみ接種を行うものとする。また、予診の結果、異常が認められ、かつ、予防接種実施規則第6条に規定する者に該当する疑義のある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わないものとする。また、必要がある場合は精密検査を受けるよう指示するものとする。
- 6 丙は、接種の判断を行うに際して注意を要する者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。
- 7 各種予防接種の対象者であって当該予防接種の対象者であった間に下記①～③の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間（下記④の場合を除く。）、定期接種の対象とすること。
  - ①次の疾病にかかったため、やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合
    - ・重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
    - ・白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リュウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
    - ・その他上記の疾病に準ずると認められるもの
  - ②臓器の移植を受けたあと、免疫の機能を抑制する治療を受けたもの
  - ③医学的知見に基づき、①、②に準ずると認められるもの
- 8 予診の際は、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い、予防接種実施に関して文書による同意を得

た場合に限り接種を行うものとする。

- 9 丙は、任意接種の予防接種後に局所異常や体調の変化を起こした者について診察を行い、別紙「予防接種後副反応報告書報告基準」の趣旨に合致すると判断された場合は、「予防接種後副反応報告書」を記入し、速やかに厚生労働省健康局結核感染症課へ FAX (0120-510-355) にて報告し、さらに甲にも提出すること。甲は、副反応報告書を受理した後、白河厚生総合病院に検査等を依頼し、健康被害に該当するか否かを判断する。また、健康被害に該当すると判断された場合は、甲において直ちに健康被害調査委員会を設置し、因果関係について調査等を実施し、処理するものとする。
- 10 甲は、保護者等から健康被害に関する相談を受けた場合等には、必要に応じて「予防接種後に発生した症状に関する報告書」に記入後、県を通じて厚生労働省へ FAX (0120-510-355) にて報告する。
- 11 丙は、風しん予防接種対象者のうち、女性への接種に当たっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しないこととし、予防接種への有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。このため、丙は必ず被接種者本人に口頭で予診票の記載事項の確認を行うものとする。
- 13 丙は、間違い接種が発生した場合、被接種者が住所を有する市町村（白河市又は西白河郡内町村）、白河医師会、医師会予防接種担当理事に速やかに電話で一報を入れ、別紙「予防接種事故発生時対応フローチャート」に従って、関係機関に報告するものとする。
- 14 丙は、接種終了後母子健康手帳に、接種年月日、接種液のメーカー名、ロットナンバー等を記入して渡すものとする。（インクのにじみ等がないように鮮明にご記入ください。）  
また、風しん予防接種の対象者には、予防接種済証に接種者の住所、氏名、生年月日、接種年月日等を記入して渡すものとする。
- 15 丙は、接種に際し使用した予診票を、予防接種を行った日の属する年度終了から1年間保管するものとする。その後は甲において回収し、4年間保管するものとする。ただし、複写式予診票について、1枚目は医療機関保管用とし、5年間保管するものとし、2枚目を毎月1回、請求書とともに甲に提出するものとする。

（接種液等）

第4条 次の各号の当該予防接種を接種する場合は、括弧内の当該接種液を使用するものとする。

- (1) 流行性耳下腺炎（乾燥弱毒生おたふくワクチン）
- (2) ロタウイルス（ロタリックスワクチン又はロタテック）
- (3) 麻しん風しん（乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン）
- (4) 風しん（乾燥弱毒生風しんワクチン）
- (5) 急性灰白髄炎（不活化ポリオワクチン）

- 2 丙は、接種液については、必ず国家検定に合格したことを示す検定証紙の有無、標示された接種液の種類、有効期限を確認し、異常な混濁、着色、異物の混入、その他の異常についても点検し使用するものとする。
- 3 ワクチンの貯蔵は、それぞれの生物学的製剤基準の定めるところによるが、その方法としては、必ず所定の温度が保てることを温度計によって確認できる冷蔵庫等を使用するものとする。

(実施期間)

第5条 予防接種の実施期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(実施場所)

第6条 予防接種の実施場所は、丙が所属する医療機関（以下「指定医療機関」という。）とする。

- 2 指定医療機関においては、対象者が他の一般の受診者等から当該予防接種にかかる疾病、またはその他の疾病の感染を受けることのないよう十分配慮するものとする。

(自己負担金)

第7条 予防接種についての自己負担金は徴収しないものとする。

(費用負担)

第8条 丙は、当該予防接種の接種液、及び接種に際し必要な器材等をそれぞれ購入し、費用を負担するものとする。

(委託料の支払い)

第9条 丙が甲に委託料を請求するときは、毎月1回、翌月15日までに請求書に請求券（複写式予診票の場合は2枚目）を添付して請求するものとする。

- 2 甲は、丙より委託料の請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(規定外事項)

第10条 この要領に定めるものの他、個別予防接種の実施に関し必要な事項については、甲、乙の協議によりその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

## ○大熊町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額の算定に係る規則

令和2年3月6日

規則第6号

## (総則)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに附則第9条第1項各号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額(以下「利用者負担額」という。)の算定に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (利用者負担額)

第2条 利用者負担額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、法による利用者負担額が生じるときは、利用者負担額は、上限額に対する30パーセント(100円未満の端数を切り捨てる。)とし、別表のとおり定める。

- (1) 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者 0円
  - ア 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項第1号に規定する教育認定子ども
  - イ 令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子ども
- (2) 満3歳未満保育認定子ども(令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)に係る教育・保育給付認定保護者 別表の教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、同表に定める額又は特定教育・保育等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育、法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育又は同項第4号に規定する特例保育をいう。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額
- 2 別表における「所得割額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に定める所得割の額で、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)または東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例による減免によって計算された所得割の額をいう。ただし、所得割の額を計算する場合には、地方税法、所得税法、租税特別措置法等の各法に規定される寄附金控除、外国税控除、配当控除及び住宅借入金控除は、適用しないものとする。
- 3 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、別表に定める第2階層から第4階層までに認定された場合は、別表の括弧に掲げる利用者負担額とする。
  - (1) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に子どもを扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
  - (2) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
    - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - (3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

(複数の負担額算定基準子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の特例)

第3条 負担額算定基準子ども(令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が同一の世帯に2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 当該満3歳未満保育認定子どもに関して前条の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額
- (2) 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である満3歳未満保育認定子ども 0円

(複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の特例)

第4条 特定被監護者等(令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下この条において同じ。)が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額(令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。別表において同じ。)が57,700円未満(特

定教育・保育給付認定保護者(同条同項第7号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)にあっては、77,101円未満)であるときは、前2条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 次のア又はイに掲げる満3歳未満保育認定子ども 当該満3歳未満保育認定子どもに関して第2条の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額(特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもにあっては、0円)
  - ア 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども
  - イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども
- (2) 次のアからウまでに掲げる満3歳未満保育認定子ども 0円
  - ア 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども
  - イ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども
  - ウ 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である満3歳未満保育認定子ども

(利用者負担額の減免等及び代負担)

第5条 町長は、前条に規定する利用者負担額の徴収に当たり免除証明書の提出があったときは、相当と認めるものに対し、費用の全部又は一部を減免し扶養義務者に代わって負担するものとする。

(負担額の徴収)

第6条 利用者負担額は、月ごとに区分して、当月末日までに徴収する。

2 1か月に満たない徴収金額は、次により計算する。

(1) 月途中入所の場合 利用者負担額×開所日数÷25日(10円未満は切捨て)

(2) 月途中退所の場合 利用者負担額×開所日数÷25日(10円未満は切捨て)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、利用者負担額の算定に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める規則の廃止)

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める規則(平成28年大熊町規則第3号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

階層	教育・保育給付認定保護者の区分		利用者負担額(月額)	
			標準時間認定保護者	短時間認定保護者
1	生活保護世帯及び被保護者等又は里親である保護者		0円	0円
2	市町村民税非課税世帯である保護者		2,700円 (0円)	2,700円 (0円)
3	市町村民税所得割課税額が48,600円未満の保護者		5,800円 (2,700円)	5,700円 (2,700円)
4	市町村民税所得割課税額が48,600円～97,000円未満の保護者	市町村民税所得割額が77,101円未満の場合	9,000円 (2,700円)	8,800円 (2,700円)
		市町村民税所得割額が77,101円以上の場合	9,000円	8,800円
5	市町村民税所得割課税額が97,000円～169,000円未満の保護者		13,300円	13,100円
6	市町村民税所得割課税額が169,000円～301,000円未満の保護者		18,300円	18,000円
7	市町村民税所得割課税額が301,000円～397,000円未満の保護者		24,000円	23,600円
8	市町村民税所得割課税額が397,000円以上の保護者		31,200円	30,700円

## 備考

- 1 第3階層及び第4階層(市町村民税所得割額が77,101円未満である場合に限る。)に該当する教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育給付認定保護者であるときは、括弧内の金額を適用する。
- 2 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 標準時間認定保護者 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分と認定された教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者をいう。
  - (2) 短時間認定保護者 府令第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分と認定された教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者をいう。
  - (3) 被保護者等 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付を受けている者をいう。
  - (4) 里親 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親をいう。
  - (5) 市町村民税非課税世帯 令第4条第2項第8号イに規定する市町村民税世帯をいう。また、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律、東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例による減免によって計算された市町村民税所得割額が0円であった場合も市町村民税非課税世帯とみなす。